

財団法人宮崎県体育協会 スポーツ医・科学委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）寄付行為第32条の規定に基づいて設置された、スポーツ医・科学委員会に関することを定める。

第2章 審 議 事 項

第2条 この委員会は、次の事項を審議し、本会理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。

- 1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- 2) 県民スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- 3) スポーツマンの健康管理、相談などに関すること。
- 4) その他前項に関連すること。

第3章 委 員 員

第3条 この委員会に、次の役員をおく。

顧 問	若干名	委員長	1名
副委員長	若干名	委 員	10名以上20名程度とする

第4条 委員長及び副委員長は、委員会において選出し、会長が委嘱する。

2 顧問及び委員は、スポーツ医・科学に関連する諸分野の学識経験者並びに日本体育協会公認スポーツドクターのうちから指名する者を、本会理事会に諮って会長が委嘱する。

第5条 委員長は委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときまたは欠けたときは、その職責を代行する。

第4章 任 期

第6条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 委 員 会

第7条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第8条 第2条に定める事項を推進するために委員会の議事を経て、必要な部会を設けることができる。

第6章 事 務

第9条 委員会の事務は、当分の間体育協会事務局で行う。

附 則

この規程は、昭和63年6月16日から施行する。

平成 4年4月30日 一部改正

平成11年2月25日 一部改正

平成16年4月 1日 一部改正

平成17年4月 1日 一部改正